

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②事務の概要	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則(昭和57年9月27日規則第47号)に基づき、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等における保健の増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。
③システムの名称	ひとり親医療費助成システム、庁内連携システム、団体統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の項番4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局こども育成部こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市こども局こども育成部こども支援課 〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番6号 SPring 熊本花畑町2階 096-328-2158

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	I 5②所属長	子ども支援課長 池田 賀一	子ども支援課長 松井 誠	事後	所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
	II 1. いつ時点での計数か	平成29年3月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
	II 2. いつ時点での計数か	平成29年8月30日時点	平成30年4月1日時点	事後	
	II 1. いつ時点での計数か	平成30年5月31日時点	平成31年4月30日時点	事後	
	II 2. いつ時点での計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年7月27日	I 5②所属長	子ども支援課長 松井 誠	子ども支援課長	事後	
	II 1. いつ時点での計数か	平成31年4月30日時点	令和2年6月30日時点	事後	
	II 2. いつ時点での計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年1月5日	II 1. いつ時点での計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
	II 2. いつ時点での計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年3月15日	II 1. いつ時点での計数か	令和3年4月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年3月15日	II 2. いつ時点での計数か	令和3年4月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年7月1日	I 5②所属長	健康福祉局子ども未来部子ども支援課 子ども支援課長	こども局こども育成部こども支援課 こども支援課長	事後	
令和5年7月1日	I ⑥特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ	熊本市健康福祉局子ども未来部子ども支援課	熊本市こども局こども育成部こども支援課	事後	
令和5年7月1日	II 1. いつ時点での計数か	令和5年1月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II 2. いつ時点での計数か	令和5年1月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年7月1日	II 2. いつ時点での計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	